

分科会宣言

私たちは、ここ宮崎の地において開催された第36回クレサラ・生活再建問題被害者交流集会第10分科会「子どもの貧困と生活再建～貧困の連鎖を食い止めるために～」において、以下の通り行動する決意を共有した。

ここ日本では、子どもの貧困が長年にわたり放置されており、その状況が固定化されている。政府は、子どもの貧困是正のための所得の再分配を機能させておらず、子どもが安心して生活できる環境、学べる環境、希望をもって生きることができる環境を整えることを事実上放棄してきた。そのため、貧困家庭に育つと、自身も貧困となってしまう「貧困の連鎖」が発生し続けている。政府は平成25年に「子どもの貧困対策法」を成立させたが、数値目標などの実効性に欠ける理念法であり、貧困の連鎖を断ち切るには甚だ不十分と言わざるを得ず、連鎖を本気で断ち切る意思は見られない。

私たちは、未来ある子どもを生涯貧困に陥れる、この状況を決して許さない。子どもたちの人生、そして生きる希望のため、貧困の連鎖を断ち切るべく、現場での相談、支援、連携を進めていくことを決意し、ここに5つの宣言をする。

- 1、子どもの貧困は社会全体の問題であり、その解決は大人の責任であることを明確にするため、子どもの相対的貧困率やいわゆるひとり親世帯の相対的貧困率等の具体的な数値目標を定めるよう強く求める。
- 2、子どもの成長を金銭的・物理的に助け、子どもの貧困を改善すべく、公的な給付・現物給付の拡充を求める。

3、子どもの貧困改善のため、養育費について「支払われた養育費の8割を所得として算入する」規定（児童扶養手当法9条2項）を廃止し、児童扶養手当と養育費の双方を受けることができるようにすることを強く求める。

さらに、養育費の取り決め・支払いが機能していない状況に鑑み、養育費制度に関し抜本的な制度改革を求める。

4、労働法制の順守、最低賃金の値上げ等の労働環境の整備、非正規労働の待遇改善により、親である大人の貧困を改善し、かつ、子どもが将来の労働環境において貧困に陥ることのない環境の実現を求める。

また、子どもが将来、労働者としての権利を享受し、貧困に陥ることのないよう、ワークルール教育の充実を求める。

5、消費者教育・社会保障教育・主権者教育の充実により、子どもの「生きる力」と「社会保障制度へのアクセス力」を涵養できる環境の実現を求める。

2016年11月6日

第36回全国クレサラ・生活再建被害者交流集会

第10分科会